

議案第 4 4 号

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

小田原市火災予防条例（昭和 3 7 年小田原市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の 2 第 1 項中「自動車等（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 1 0 号に規定する原動機付自転車をいう。第 1 2 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力 2 0 0 キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 1 1 条の 2 第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第 1 1 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第 1 1 号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第 1 2 号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第 1 3 号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第 1 6 号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第 1 8 号を第 1 9 号とし、第 1 7 号を第 1 8 号とし、第 1 6 号の次に次の 1 号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として

保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、
- 「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、
- 「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。
- 第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第5から別表第7までを次のように改める。

別表第5から別表第7まで 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の小田原市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正され、電気自動車等の充電のための急速充電設備に係る設置要件の緩和が図られることに伴い、これに応じた措置を講ずる等のため提案するものであります。